広報 横芝
この広報は各家庭に洩れなく配付します
発行所　千葉県山武郡横芝町役場　（電話）横芝32・249・339

広報告知板

11月は
固定資産税第4期分
国民健康保険税第6期分
有線使用料第3期分
の納期です
（納期限内に収入役又は金庫へ必ず納めて下さい）

冬の意味

「冬」をフユと読む。フユの意味は「冷ゆ」です。つまり、ヒユるのヒユが転じてフユとなり、冬の字をあてたものです。一年のうちでも、春と秋とはできる物によって時の名とし、夏（熱＝あつ＝の転じたもの）と冬とは、時候によってその名としたものです。

このフユという言葉が最も早くから見られるのは、古事記の「天冬衣神＝あめのふゆきぬのかみ」のフユですから、かなり古くから使われていたとみていいでしょう。

中国では冬について「天気上騰し、地気下降し、天地通ぜず閉そくして冬をなす」とか「冬は終わりなり。物の終わり成るなり」などといい、方角にたとえれば北、色にたとえれば黒とし、冬の空のうすぐろく、曇って陰気なことをいい表わしています。

印鑑条例の改正
十一月一日から

去る九月十四日の議会定例会で、新しい印鑑条例が可決され、十一月一日から実施されることになりました。

もともと、この印鑑条例に基づいて発行される印鑑証明書は、登記、契約、保証等に大変重要な役割を果しておりますので、逆にこれを悪用すると、印鑑の盗用、文書偽造、詐偽等の印鑑にまつわる事故が発生し、特に最近は、経済活動が盛になるにつれて、事故もますます増えるという傾向にあるようです。

こういう点から云って、印鑑事務は事故発生を未然に防ぐことに重点が置かれなければならないが、新しい条例では、特にこの点が、強調されております。

次に旧条例に比較して変った点を説明いたしますと、

(一)登録について

印鑑の登録は、住民登録法、外国人登録法によって、本町に登録されている個人に限ることをはっきり明文化し、法人の代表者の印鑑は、登録しないことになります。

今までに登録してある印鑑は、新条例の規定により登録されたものとみなされますが、住民登録してない人の印鑑と、法人の代表者の印鑑は、新条例が施行される十一月一日以後は、印鑑簿から削除されます。

(二)保証人の連署押印

今までは、印鑑の登録、改印に際しては、直接本人が届出ればよかったわけですが、新条例では、更に本町に印鑑登録している保証人の連署と登録印鑑の押印が必要になってきました。これは、あくまでも本人を装って為造印鑑を登録したり、改印したりして、他人の印鑑証明を手に入れて悪用しようとするのを防ぐためのもので、普良なる大多数の方々には非常に御迷惑なわけですが、慎重の上に慎重を重ねてこの処置をとることになりました。

(三)印影の規制

印影の大きさが決められ、一辺が二糎の正方形にはいらないもの、又は八糎の正方形以下のものは、登録できないことになります。現在登録されているものは、そのまま認められます。

以上が新しい条例の変った点ですが、今後の事務取扱いの要点を申上げますと、

(一)印鑑の用件は必ず本人がお出で下さい。

己むを得ない場合は委任状を持参した代理人が申請することができますが、委任状は必ず自署して下さい。なお、夫婦、親子、兄弟の間柄でも絶対に例外は認められません。

なお、手数料の方も、新しく発行される町の収入証紙を購入して申請書に貼って納付することになります。

以上で新しい印鑑条例についての概要を申上げましたが、印鑑事務はあくまでも皆さんの大切な印鑑をお守りしながら、皆さんの便宜をおはかりする仕事ですので、非常に片苦しく事務を行わなければならない一面もありますので、この点をよく御理解の上、御協力願いたいと思います。

むしろ問題はこのような近親者の間に多く発生しております。

(三)申請はすべて書類で

今までは、口頭で申請をうけ、証明書交付等の事務を行っておりましたが、今後は一切申請書によって処理いたします。申請書は窓口に用意してありますので、皆さんに記入して頂いて受付けることになります。戸籍関係も同じように行い、申請書もできるだけ代筆して差上げますが、印鑑事務に関する限りは、必ずみなさんに記入して頂くことになります。

としよりの日
今年は十月六日に

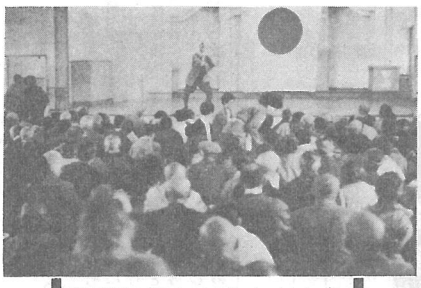

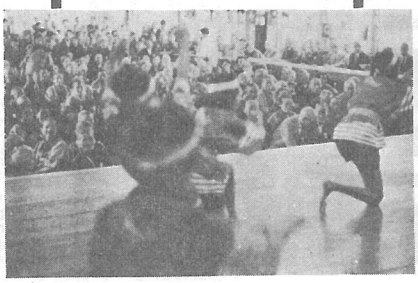

としよりのおもしろい芸能

おとしよりのみなさん、きようは肩の荷をおろしたような、ゆっくりした気持で、くつろいで楽しんで下さい。

そしてこれからもますます元気で、長生きして下さい。

伊藤婦人会長のにこやかな開会の挨拶で第八回の横芝町敬老会は始められました。

九月十五日の「としよりの日」の行事は、天候等を考慮して、本年は二十日程ずらして十月六日に行われました。

迎えのバスに揺られ、或は三々五々、ハイヤーに乗って定刻には用意された会場も約四百名のお年寄りで満員の盛況でした。式上九十才以上の高齢者がかくしゃくたる姿で登場し、県からの養老金と町福祉協議会からの座布団を受領し、万場の年寄のために大いに気を吐いた。高齢者の方々は次のとおり、

小川いわ　三才
佐瀬とく　三才
鹿島太郎　三才
石井はる　90才
栗山　南才
三本松　岸才

式が終ってから余興に移り、小鼓笛隊の演奏に始まって、保育園、婦人会、青年団と夫々お得意を披露、午后四時頃までゆっくり楽しんで頂き、有意義な一日を終った。

議会だより

▽臨時会

七月三十一日午后二時に招集され、次の議案を審議の上、可決した。

○横芝町歳入歳出追加更正予算議定の件

今回の追加更正は取り敢えず執行しなければならない事業についてのみ計上したので、その金額も小額に止まった。歳出の主なものは土木費で廓芥焼却炉道路改良費

○歳入歳出追加更正予算議定の件

追加の総額は五八八万九千三百円で、予算総額は一億五百五十八万二千五百円となる。歳出の主なものは道路の維持改良のための九十二万円、県単事業で実施される上町地先の県道舗装工事の地元負担金五十万円、中学校校庭拡張のための用地買収費二百八十万円等である。

○住宅改良賃金貸付事業歳入歳出予算議定の件

これは昨年度、国民年金資金の還元融資を受け、住宅改良賃金として貸付を行ったが、その返済が本年度から始まるので町の予算を通して受け入れ厚生省に返済するためのもの。

○印鑑条例制定の件

旧印鑑条例を廃止して新しく印鑑条例を制定し、十一月一日から実施するもの。

▽臨時会

十月三十日午前十時から開会され、次の議案が上程され、いずれも原案のとおり可決された。

○千葉県市町村職員恩給組合賃産管理組合の設立について

前の国会で地方公務員共済組合法が成立し、十二月一日から施行されるに伴って、旧恩給組合は、資産管理組合として残り、旧組合員の年金、一時金に要する費用を負担することになるので、それを設立するための規約。

○横芝町手数料条例

・従来四十円徴収していた手数料を五十円に引きあげ、あわせて関係条文の整理を行うもの。

○監査委員の選任について同意を求める件

監査委員越川与司夫氏の任期満了に伴い、再任の同意を求めるもの。

○有線放送追加更正予算議定の件

施設改修賃金として積立金の一部を使用するもの。

○随意契約の締結について

中学校の体育館建設契約を東京の生研建設株式会社と締結するもの。

○収入役の選任について同意を求める件

新しい収入役に土屋直勝氏の就任について同意を求めるもの。

収入役に土屋直勝氏選任される

前収入役死亡後、欠員となっていた町収入役に新しく東町の土屋直勝氏が選任され、十一月一日から就任しました。

土屋直勝氏（明四二・一一・一五生）

横芝町横芝一、四四七番地

氏は銚子商業学校卒業後、家業（鈴村屋）の農機具販売に従事、その間、青年学校指導員、在郷軍人分会長、商工会監事等を歴任、今回その着実な性格が買われ、収入役に選ばれたものです。

遠山の赤岸さんに拠出制
母子年金＝坂田の小関さんも

拠出制国民年金が発足して一年余り、いろいろ疑問や批判のあった制度も追々改良され、皆さん方の理解と相俟って順調な運営を続けているが、遠山の赤岸ウメさんと、坂田の小関タカさんのお二人は御主人に先立たれ、母子家庭となられたので、県に事情進達中の処、御両人とも保険料も完納していて、届出も所定の通り行はれていたので、母子年金の支給が決定し、赤岸さんには既に年金証書が交付され、小関さんにも近く交付される見込みとなったので、御主人の御不幸をお悼みしていた係員は何か〝ほっと〟した想いにかられた訳である。

中学校体育館建設工事はじまる

中学校の屋内体育館の建設については、当初予算成立のとき、お知らせしましたが、その後、国庫補助金二八六万円、起債六〇〇万円が決定になり、建物の設計、施行会社等について調査、検討を続けておりました。このたび、去る十月三十日の議会で東京の生研建設株式会社との間に、一千六百十万円で建設工事の請負契約を取り交すことに決定しました。

工事は本月十三日に着工され、来春三月に完成する予定です。

建設される位置は、現在の校舎の西側で、総坪数二四〇坪、軽量鉄骨造りの近代的なしゃ洒なものです。講堂にも兼用できるようステージなどもついており、来春の卒業式は、この新しい体育館兼講堂で行うことができます。

これで中学校の建物も全部消されるとともに、町の各種集会に利用することもできます。

〝計量器の検査〟

みなさんの使っている計量器は長い間には多少のこれを知らずに取引や証明に使用していることは違反になります。

県ではこのような事のない様に三年に一度定期検査を行っています。

本町では十一月二十七日から十一月三十日までの間、各地区で検査を行います。

使用中のハカリ、マス、モノサシの検査は必ず受けましょう。